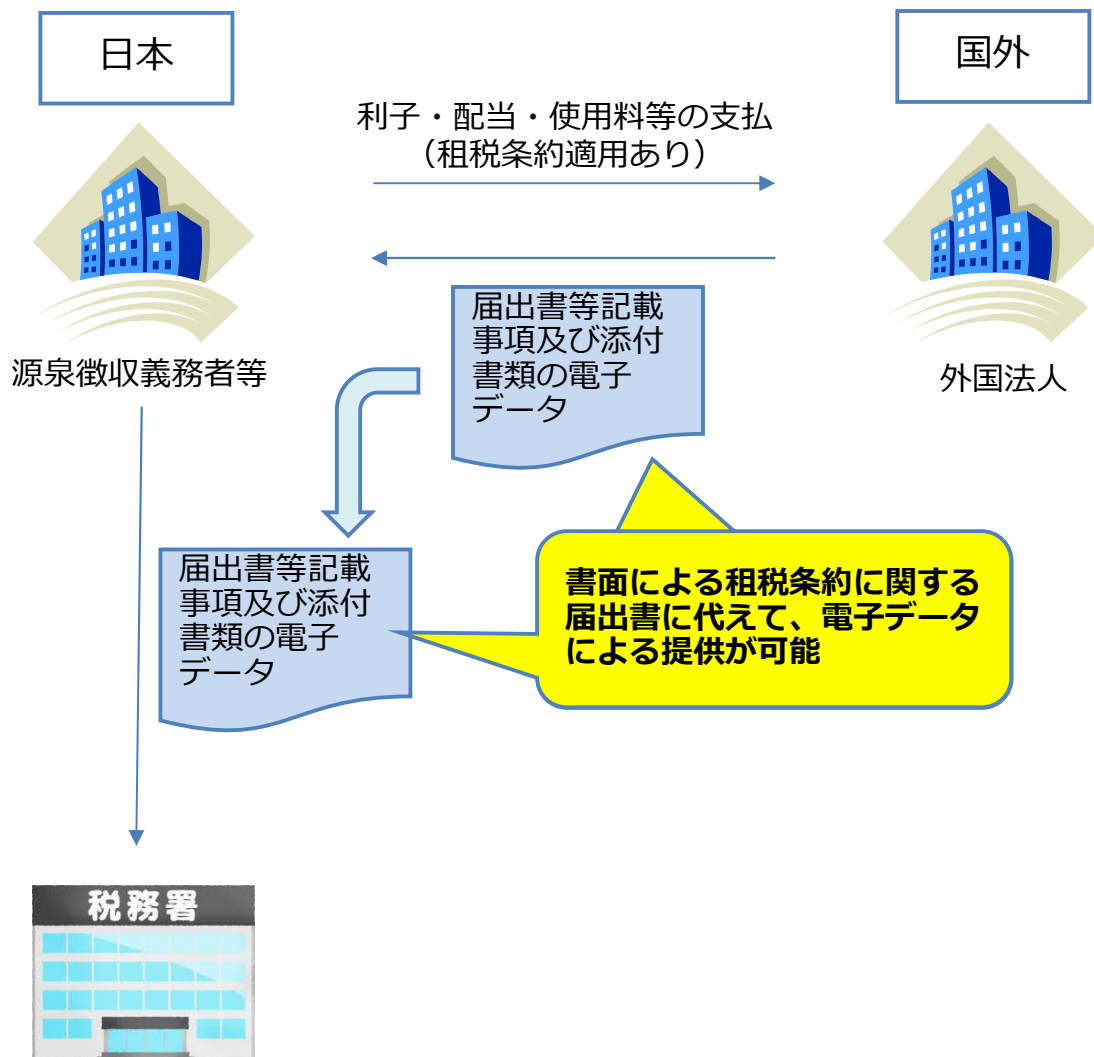


納税環境整備
(電子帳簿等保存制度を除く)

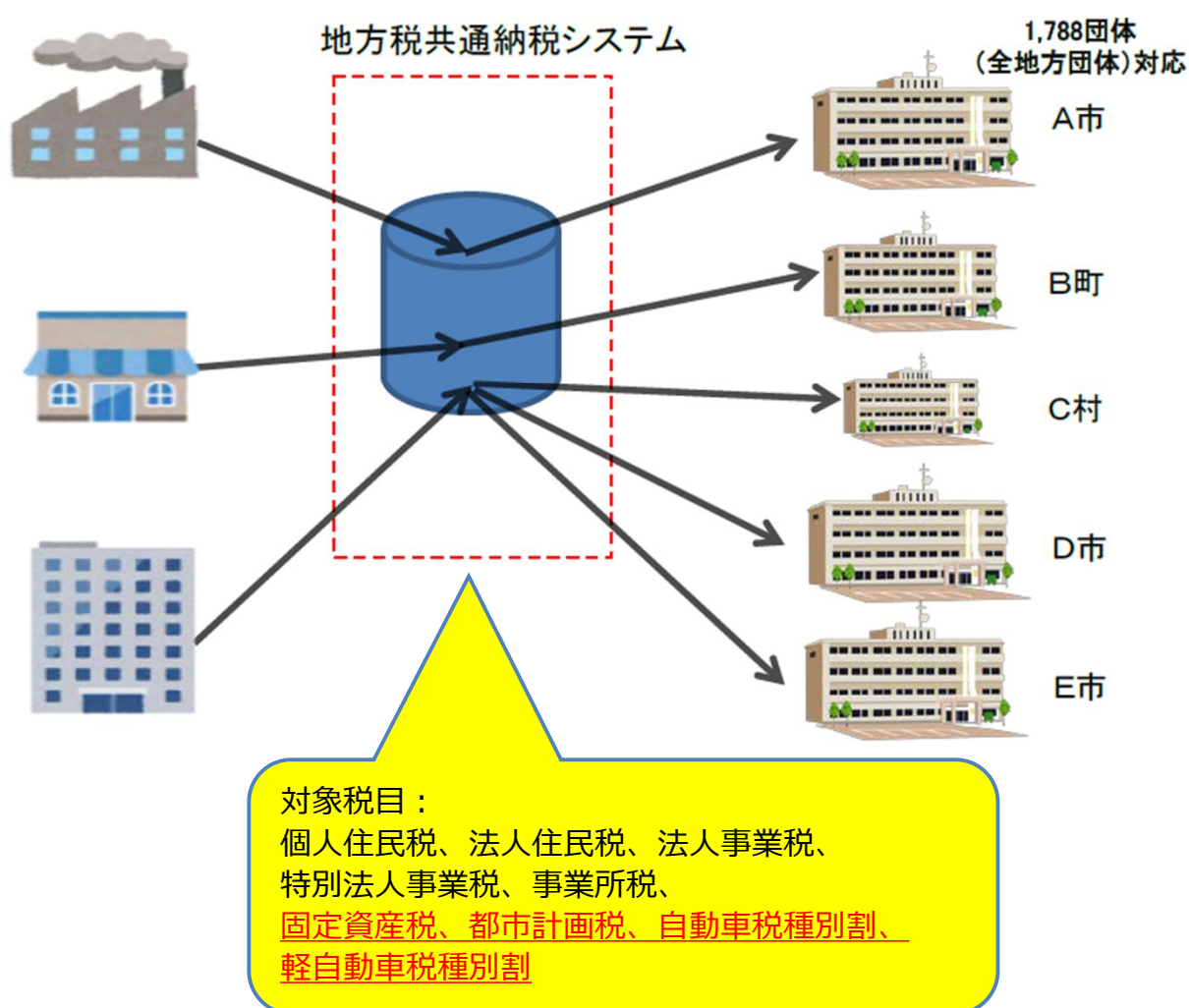
租税条約に関する届出書の電子化

- 源泉徴収義務者等に対する書面による提出に代えて、一定の要件を満たすものは条約届出書等に記載すべき事項の電子データによる提供を行うことができることとされます。



地方税共通納税システムの対象税目の拡大

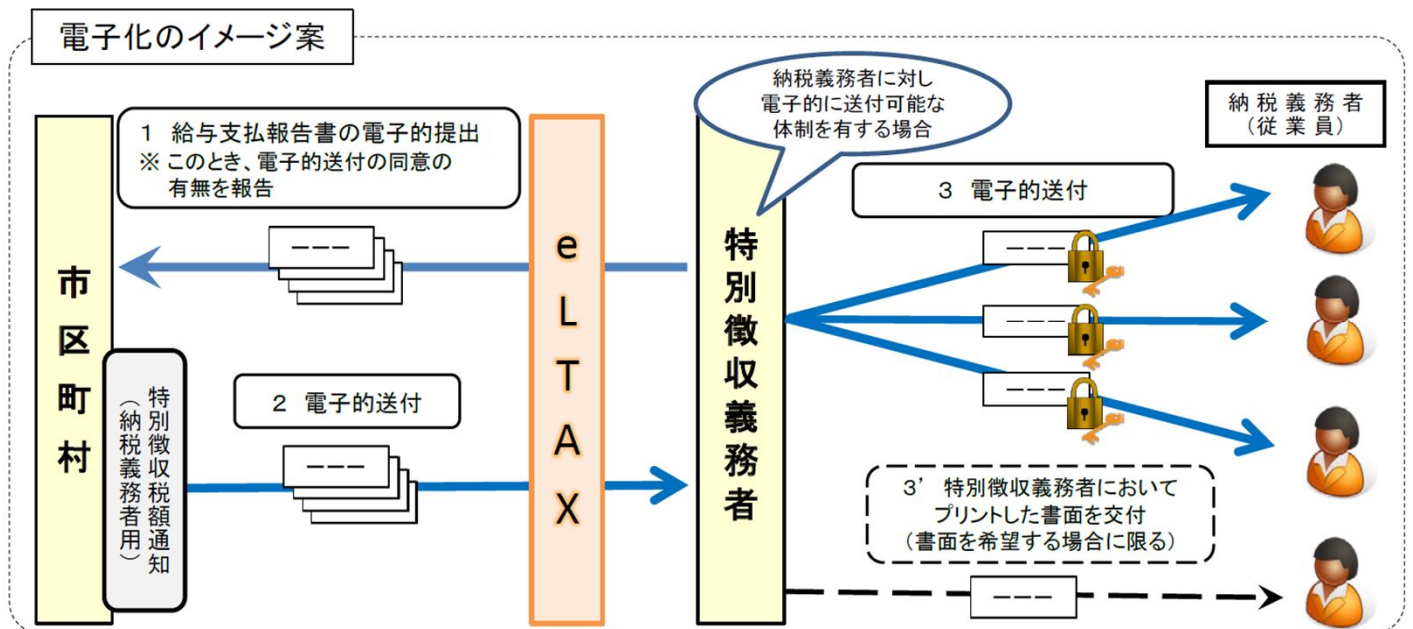
- 対象税目に固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割が追加されます。
- 令和5年度以後の課税分について適用されます。



【出典：総務省 地方税における電子申告・納税の促進について】

個人住民税の特別徴収税額通知の電子化

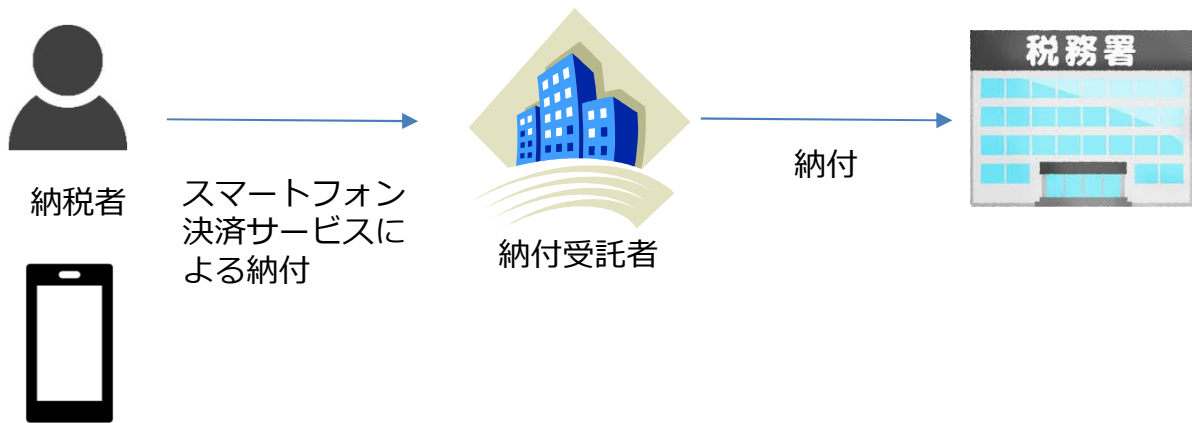
- 特別徴収税額通知について、eLTAXを経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者が申出をしたときは、市町村は、通知内容をeLTAXを経由し、特別徴収義務者に提供しなければならないこととされます。
- eLTAXを経由して通知の提供を受けた特別徴収義務者が申し出た場合には、当該通知の内容を電磁的方法により納税義務者（従業員）に提供するものとされます。
- 令和6年度分以後の個人住民税について適用されます。



【出典：税制調査会 納税環境整備に関する専門家会合 総務省 説明資料
地方税における税務手続の電子化について】

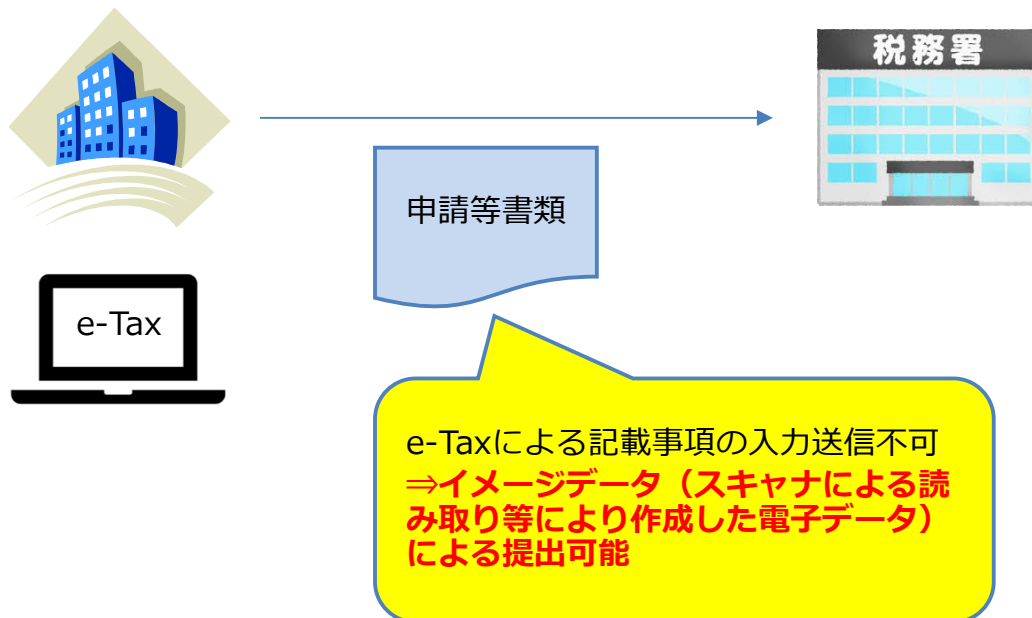
スマートフォンによる納付手続の創設

- 国税の納付手続について、納税者がスマートフォンを使用した決済サービスに係る事項につきインターネットを利用して行う入力により納付しようとする場合には、国税庁長官が指定する納付受託者に納付を委託することができることとされます。
- 令和4年1月4日以後に納付する国税及び地方税について適用されます。



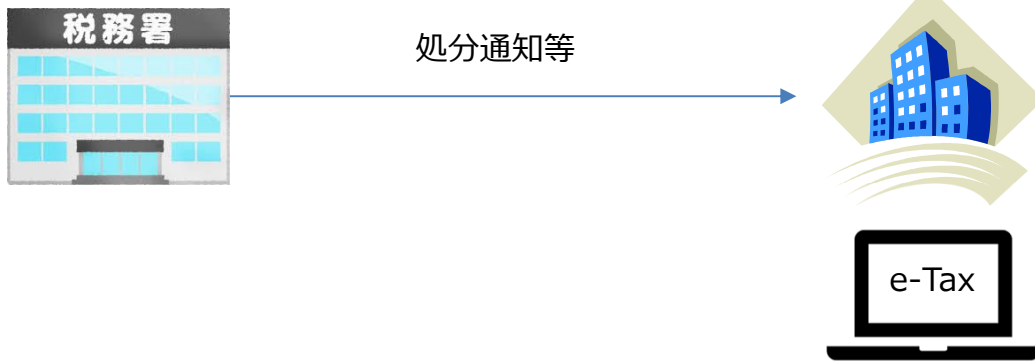
e-Taxによる申請等の方法の拡充

- e-Taxによりその申請等に係る書面に記載すべき事項を入力して送信することができないものについて、書面による提出に代えて、イメージデータを送信することにより行うことができることとされます。
- 令和3年4月1日以後に行う申請等について適用されます（施行日前においても、運用上、上記により行うことができることとされます）。



処分通知等の電子交付の拡充

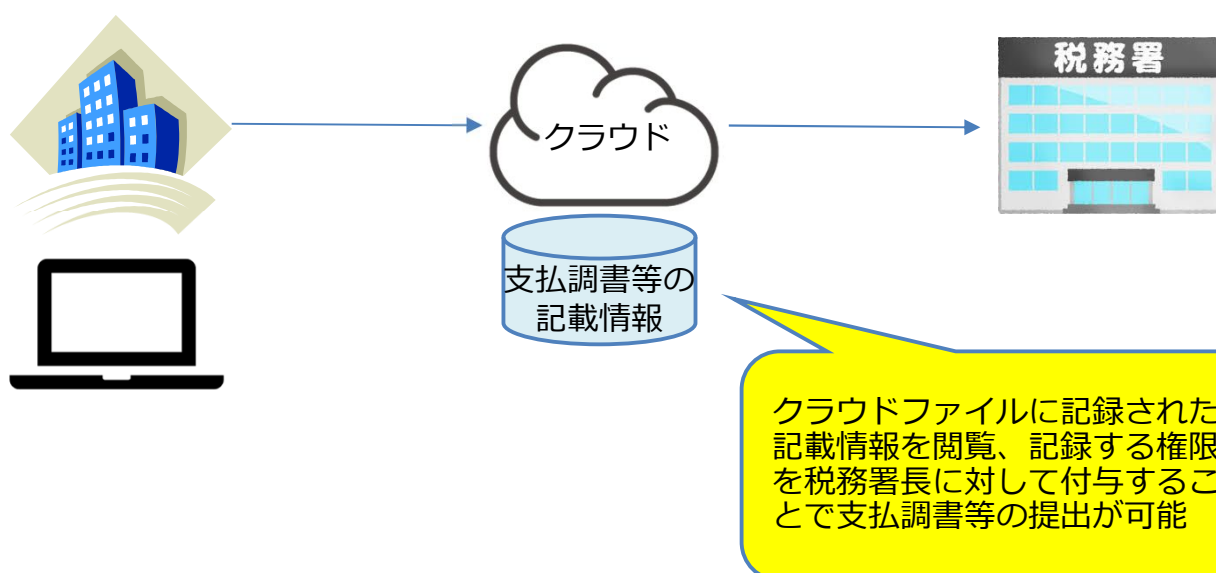
- e-Taxにより行うことができる処分通知等の範囲に、加算税の賦課決定通知書の送付等が加えられます。



新たに加えられる処分通知等	適用時期
加算税の賦課決定通知書の送付	令和4年1月1日以後 に行う送付
所得税の予定納税額等の通知 (減額承認申請に対する処分通知を含む)	令和5年1月1日以後 に行う通知
国税還付金振込通知書の送付	令和5年6月1日以後 に行う送付

クラウド等を利用した支払調書等の提出方法の整備

- 支払調書等の提出者は、あらかじめ税務署長に届け出た場合には、クラウド等に備えられたファイルに支払調書等の記載情報を記録し、税務署長に対してその記載情報を閲覧し、及び記録する権限を付与することにより、支払調書等の提出をすることができることとされます。
- 令和4年1月1日以後に提出する支払調書等について適用されます。



各種税務手続の電子化・簡素化

(1) 電子データで提供することのできる書類の範囲の拡大

- 書面による提出に代えて、電子データで提供することのできる書類の範囲が拡大されます。

主な制度	手続	電子データで提供できる書類等
障害者等に対する少額貯蓄非課税制度	金融機関の営業所等に対する書類の提出	<ul style="list-style-type: none"> ◆ (特別) 非課税貯蓄申込書 ◆ (特別) 非課税貯蓄申告書 等
公社債等の利子等の非課税制度等	公社債等の利子等の支払をする者等に対する書類の提出	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公社債等の利子等の非課税申告書 ◆ 国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書 等
勤労者財産形成住宅(年金)貯蓄非課税制度	書類の提出を受けるべき者に対する書類の提出	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 財産形成非課税住宅(年金)貯蓄申込書 ◆ 財産形成非課税住宅(年金)貯蓄申告書 等
特定寄附信託の利子所得の非課税措置	受託者に対する書類の提出	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特定寄附信託申告書 ◆ 特定寄附信託契約の契約書の写し 等
特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等	金融機関に対する書類の提出	◆ 特定口座内保管上場株式等移管依頼書
	電子データの提供に併せて行う確認書類の提示等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特定口座源泉徴収選択届出書 ◆ 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書 等 <p>⇒上記書類の記載事項の電子データによる提供の際に、住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信が不要</p>
特定障害者に対する贈与税の非課税措置	受託者の営業所等に対する書類の提出	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害者非課税信託申告書 ◆ 障害者非課税信託取消申込書 等
振替国債等の利子の課税の特例等	特定振替機関等に対する書類の提出	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 非課税適用申告書等 ◆ 組合等届出書等及び組合契約書等の写し

各種税務手続の電子化・簡素化

(2) 給与等の源泉徴収関係書類に係る電子データの承認

- 給与等の源泉徴収関係書類の書面による提出に代えて書類に記載すべき事項の電子データによる提供を行う場合の要件である給与等の支払者が受けるべき税務署長の承認が不要とされます。
- 令和3年4月1日以後に提出する源泉徴収関係書類について適用されます。



従業員



源泉徴収
関係書類



給与等支払者

- ① 給与所得者の扶養控除等申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等申告書
- ③ 給与所得者の配偶者控除等申告書
- ④ 給与所得者の基礎控除申告書
- ⑤ 給与所得者の保険料控除申告書
- ⑥ 給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書
- ⑦ 所得金額調整控除申告書
- ⑧ 退職所得の受給に関する申告書
- ⑨ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

電子データにより提供を行う場合の要件である税務署長の承認が不要